自動車リサイクル法関係
登録・許可手続
マ ニ ュ ア ル

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

令和６年５月　改訂版

目　　　　　　次

（ページ）

○　登録・許可手続について　・・・・・・・・・・・・・・　１

○　引取業者登録申請・変更届のための
必要書類と留意事項　・・・・・　４

○　フロン類回収業者登録申請・変更届
のための必要書類と留意事項　・・　６

○　解体業許可申請（届出）・変更届
のための必要書類と留意事項　・・　８

○　破砕業許可・変更許可申請（届出）・変更届
のための必要書類と留意事項　・・　１１

○　記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

○　様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

登録・許可手続について

愛媛県内において使用済自動車の処理を業として営む場合には、事前に愛媛県（松山市内の方は、松山市）の登録又は許可が必要です。

１　登録を受けなければならない業者

（１）引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者

（２）フロン類回収業者

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を回収する業者

２　許可を受けなければならない業者

（１）解体業者

使用済自動車を解体する業者

（２）破砕業者

解体自動車の破砕又はプレス・せん断を行う業者

（注）１　愛媛県と松山市の登録・許可の区分は事業所の所在地により次のとおり区分されます。

〈事業所所在地〉	〈登録・許可の区分〉
松山市以外の市町のみ　・・・・・・	県
松山市内及び松山市以外の両方　・・	県及び松山市
松山市のみ　・・・・・・・・・・・	松山市

２　登録・許可を受けた後の手続

(1) 登録・許可の有効期限は５年間です。その後も業務を継続する場合には、更新手続が必要です。

更新申請書は、業種毎の有効期限のおおむね２ヶ月前から受け付けますので、できるだけ早期に提出してください。

(2) 名称、所在地、法人の役員、施設・設備などに変更があったときは変更届を、事業を廃止したときは廃業届を提出する必要があります。(変更があった日又は廃業した日から３０日以内)

(3) 破砕業者が事業の範囲を変更する場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

[申 請 書 の 提 出 窓 口]

愛媛県へ申請する場合は、県内６か所の保健所が窓口となっています。事業所（施設）の所在地を管轄する保健所に提出してください。

事業所（施設）の所在地	管轄保健所及び申請窓口
四国中央市	四国中央保健所　衛生環境課 〒799-0404　四国中央市三島宮川 4-6-55 （四国中央市福祉会館２階） Tel　0896-28-1213 Fax　0896-28-1043
西条市 新居浜市	西条保健所　環境保全課 〒793-0042　西条市喜多川 796-1 Tel　0897-56-1300（代） Fax　0897-56-6713
今治市 上島町	今治保健所　環境保全課 〒794-8502　今治市旭町 1-4-9 Tel　0898-23-2500（代） Fax　0898-23-2531
伊予市 東温市 久万高原町 砥部町 松前町	中予保健所　環境保全課 〒790-8502　松山市北持田町 132 Tel　089-941-1111（代） Fax　089-909-8392
八幡浜市 大洲市 西予市 内子町 伊方町	八幡浜保健所　環境保全課 〒796-0048　八幡浜市北浜 1-3-37 Tel　0894-22-4111（代） Fax　0894-22-0631
宇和島市 松野町 鬼北町 愛南町	宇和島保健所　環境保全課 〒798-8511　宇和島市天神町 7-1 Tel　0895-22-5211（代） Fax　0895-24-6806

表の見方と注意

１.「様式番号」欄

自動車リサイクル法施行規則（省令）又は当マニュアル（県）で定めた様式の番号を記載しています。書類の発行機関で定められているもの又は特に様式の定めのないものについては、－印を記入しています。

２.「区分」欄の記号は、以下のとおりです。

〇印：必ず提出する書類
△印：条件によって提出する書類
×印：提出を要しない書類
－印：当該申請又は届出とは関係のない書類

なお、更新許可において、前回許可の際の法定必要書類に変更があった場合には、×印のものについても、当該変更のある書類又は図面の添付が必要です。

３．作成上の留意事項

・各申請書の役員には、監査役も含む。
・登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）については、履歴事項全部証明書を添付のこと。定款又は寄附行為については申請時におけるものの写しに原本証明のうえ添付のこと。
・住民票の写しは本籍の記載があり個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。

４．その他

当マニュアルに記載した書類だけで審査ができない場合には、別途確認資料を提出していただく場合があります。

新規（更新）申請時や変更届出時に添付が必要な「住民票の写し」や「登記事項証明書」について、複数業種の申請や届出が同時にあった場合に限り、一業種で原本が添付されていれば、他の業種はコピーの添付でも差し支えありません。

郵送による申請を認めていますが、申請内容によっては、窓口で説明を求める場合があります。

また、登録通知書又は許可証の郵送交付を希望する場合は、所要の切手を貼付した封筒（許可証の場合は角２サイズ以上）等を添付してください。

なお、四国中央保健所に申請書を提出する場合は、正本１部及び副本１部の提出をお願いします。

引取業者登録申請・変更届のための
必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分 新規登録	区分 登録更新	区分 変更届	留意事項
様式第一 （省令）	引取業者 登録・更新申請書	○	○	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊登録申請手数料　（新規）4,200 円　（更新）3,100 円 県収入証紙を申請書の余白に貼付すること ＊使用済自動車のエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制（記載例参照） ＊更新の場合は、登録（変更）通知書原本（又はその写し）を添付すること。写しを添付した場合は更新手続後に更新前の登録（変更）通知書原本を返却すること。
様式第二 （省令）	引取業者 変更届出書	－	－	○	＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （１）登録を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （２）事業所の名称、所在地 （３）法人である場合は、役員の氏名 （４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （５）フロン類の確認体制 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること
－	登録（変更）通知書	－	○	○	登録（変更）通知書原本（又はその写し）を添付すること。写しを添付した場合は更新手続後に更新前の登録（変更）通知書原本を返却すること。
－	住民票の写し	△	△	△	申請日の３ヶ月以内のもので、本籍が記載されているもの ※次の者について提出すること（変更届の場合は変更後のもので、変更があった者についてのみ添付すること） ＊申請者が（個人）の場合　本人のもの ＊申請者に法定代理人（個人の場合）がいる場合　その法定代理人のもの ＊変更届出においては、申請者又は法定代理人の氏名又は住所に変更があった場合に提出すること
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	△	△	△	申請日の３ヶ月以内のものであること ※次の者について提出すること（変更届の場合は変更後のもので、変更があった者についてのみ添付すること） ＊申請者が法人の場合　その法人のもの ＊申請者に法定代理人（法人の場合）がいる場合　その法定代理人のもの ＊変更届出においては、申請者又は法定代理人の名称、所在地、代表者名（法定代理人を除く）又は役員（法定代理人を除く）に変更があった場合に提出すること
様式１号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第 45 条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

様式番号	書類の名称	区　分			留意事項
		新規登録	登録更新	変更届	
―	フロン類の確認体制についての書類	○	○	△	次のいずれかを提出すること ＊確認方法を記載した書類（記載例参照） ＊自動車に搭載されているエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類 （自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、あるいは業界団体等が行う講習の受講終了証の写し等） ＊変更届出においてはフロン類の確認体制に変更があった場合に提出すること

フロン類回収業者登録申請・変更届のための必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分 新規登録	 登録更新	 変更届	留意事項
様式第三 （省令）	フロン類回収業者登録･更新申請書	○	○	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊登録申請手数料　（新規）5,200 円　（更新）4,200 円 県収入証紙を申請書の余白に貼付すること ＊回収しようとするフロン類の種類 該当するものに丸印を記載すること
様式第四 （省令）	フロン類回収業者変更届出書	－	－	○	＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （１）登録を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （２）事業所の名称、所在地 （３）法人である場合は、役員の氏名 （４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （５）回収するフロンの種類 （６）フロン類回収設備の能力・数 (回収するフロンの種類が変わらない場合は不要) ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること
－	登録（変更）通知書	－	○	○	登録（変更）通知書原本（又はその写し）を添付すること。写しを添付した場合は更新手続後に更新前の登録（変更）通知書原本を返却すること。
－	住民票の写し	△	△	△	申請日の３ヶ月以内のもので、本籍が記載されているもの ※次の者について提出すること（変更届の場合は変更後のもので、変更があった者についてのみ添付すること） ＊申請者が（個人）の場合　本人のもの ＊申請者に法定代理人（個人の場合）がいる場合　その法定代理人のもの ＊変更届出においては、申請者又は法定代理人の氏名又は住所に変更があった場合に提出すること
－	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	△	△	△	申請日の３ヶ月以内のもの ※次の者について提出すること（変更届の場合は変更後のもので、変更があった者についてのみ添付すること） ＊申請者が法人の場合　その法人のもの ＊申請者に法定代理人（法人の場合）がいる場合　その法定代理人のもの ＊変更届出においては、申請者又は法定代理人の名称、所在地、代表者名（法定代理人を除く）又は役員（法定代理人を除く）に変更があった場合に提出すること
様式２号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第56条第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

様式番号	書類の名称	区　分			留意事項
		新規登録	登録更新	変更届	
—	フロン類回収設備の使用権原に関する書類	○	○	△	＊所有権を証明できる書面 ＊自己所有でなければ、貸借契約書等使用権原を確認できる書面 ＊変更届においては、使用権原に関する書類に変更があった場合に提出のこと
—	フロン類回収設備の種類・能力の説明書類	○	○	△	＊設備の取扱説明書、仕様書又はカタログ等の写し ＊変更届においては、フロン類回収設備の種類・能力に変更があった場合に提出のこと

解体業許可申請、変更届のための
必要書類と留意事項

<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">書類の名称</th><th colspan="3">区　分</th><th rowspan="2">留　意　事　項</th></tr>
<tr><th>新規許可</th><th>許可更新</th><th>変更届</th></tr>
<tr><td>様式第五
（省令）</td><td>解体業者
許可・更新申請書</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること
＊許可申請手数料　（新規）78,000円　（更新）70,000円
県収入証紙を申請書の余白に貼付すること
＊事業の用に供する施設の概要については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することで省略可
＊標準作業書の記載事項については、標準作業書の全文を添付している場合は省略可</td></tr>
<tr><td>様式第七
（省令）</td><td>解体業者
変更届出書</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>＊次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出
（１）許可を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名
（２）事業所の名称、所在地
（３）法人である場合は、役員の氏名、住所
（４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名）
（５）事業の用に供する施設の概要
（６）標準作業書の記載事項
（７）他に解体業・破砕業・産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合は、その許可番号
（８）事業所以外の場所で積替保管を行う場合は、その所在地、面積、保管量の上限
（９）法人である場合は、百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者の氏名又は名称、住所
(10) 令第５条に規定する使用人がある場合は、その氏名、住所
＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること</td></tr>
<tr><td>－</td><td>解体業許可証</td><td>－</td><td>○</td><td>△</td><td>許可証原本（又はその写し）を添付すること。写しの添付の場合は更新（又は変更）手続後に更新（又は変更）前の許可証原本を返却すること。
変更届出の場合は、住所又は氏名（法人にあっては名称又は代表者）の変更の場合に添付すること。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>住民票の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>申請日の３ヶ月以内のもので、本籍が記載されているもの
（変更届の場合は変更後のもので、以下の者で変更（申請者及び法定代理人が個人の場合にはその者の氏名、住所の変更を含む。）があった者について添付すること）
＊申請者が個人の場合　本人のもの
＊申請者が法人の場合　その法人の役員のもの
＊申請者に令第５条に規定する使用人がある場合　その使用人のもの
＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（個人）がある場合　その株主又は出資者のもの
＊申請者の法定代理人（個人）の場合　その法定代理人のもの</td></tr>
</table>

様式番号	書類の名称	区　分			留　意　事　項
		新規許可	許可更新	変更届	
					＊申請者の法定代理人（法人）の場合　その法定代理人の法人の役員のもの
―	法第62条第１項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	△	△	△	申請時における申請者の応答や申請書の記載から、申請者が法第62条第１項第２号イに該当するおそれがあると認められる場合にのみ提出すること 申請日の３ヶ月以内のもの ＊精神の機能の障害に関する医師の診断書等をいう。 ＊申請者が個人の場合　本人のもの ＊申請者が法人の場合　法人の役員のもの ＊申請者に令第５条に規定する使用人がある場合　その使用人のもの ＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（個人）がある場合　その株主又は出資者のもの ＊申請者の法定代理人（個人）の場合　その法定代理人のもの ＊申請者の法定代理人（法人）の場合　その法定代理人の法人の役員のもの
―	定款 （又は寄附行為）	△	△	△	申請日から３ヶ月以内のもの現行のものの写しを原本証明のうえ添付すること （変更届の場合は変更後のものを添付すること。） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出すること
―	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	△	△	△	申請日の３ヶ月以内のもの ※次の場合に提出すること（変更届の場合は変更後のもので、その法人の名称、所在地、代表者名（株主又は出資者を除く。）役員（株主又は出資者を除く。）に変更があった場合に添付すること） ＊申請者が法人の場合　その法人のもの ＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（法人）がある場合　その株主又は出資者のもの ＊法定代理人（法人）の場合　その法定代理人のもの
様式３号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	＊申請者が法第62条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類
様式４号 （県）	株主・出資者等一覧表	△	△	△	＊※申請者が法人の場合に提出すること ＊百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者の所有株式数・総出資額を記載した書類
―	施設の図面	○	×	△	＊施設（積替保管場所を含む）の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
―	見取図	○	×	△	＊事業場周辺の見取図
―	施設の使用権原を証明する書類①	○	×	△	＊車輌、重機等機械器具について ・自動車検査証（令和５年１月４日以降発行分については自動車検査証記録事項）の写し等（所有権を証明できる書面及び自己所有でなければ貸借契約書等使用権原の確認できる書面） ・船舶の場合は、裸傭船契約書の添付（乗務員は自社員）
―	施設の使用権原を証明する書類②	○	×	△	＊事務所（建物・土地）、駐車場、その他事業の用に供する施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）等 ・自己所有でない場合は、貸借契約書等使用権原の確認できる書面及び施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）

<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">書類の名称</th><th colspan="3">区　分</th><th rowspan="2">留　意　事　項</th></tr>
<tr><th>新規許可</th><th>許可更新</th><th>変更届</th></tr>
<tr><td>様式５号
（県）</td><td>事業計画書
収支見積書</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>（１－１）
＊事業の全体計画
引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載
有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること
（１－２）
＊使用済自動車の引取実績及び計画
（１－３）
＊解体実績
（１－４）
＊解体能力

（１－５）
＊保管の状況
事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（）に記載
（１－６）
＊年間収支見積書

※現地確認の結果、使用済自動車を不適正に大量に保管していると判断される場合は、より詳細な事業計画書及び収支見積書の提出を求める場合があります。</td></tr>
</table>

（注）　新規許可の場合は、解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可証（事業範囲変更許可を含む。）を提出することで、次のものの添付を省略することができる。

・申請者（個人の場合及び法人の場合のその役員）、発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている個人及び政令で定める使用人及び法定代理人（個人の場合及び法人の場合のその役員）の住民票の写し及び登記事項証明書

・発行済株式の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている法人及び法定代理人（法人の場合）の登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）

ただし、許可証において、「許可証の提出の有無」が有とされているもの及び許可日から５年を経過したものについては認められません。

また、許可証は原本を提出してください。（複写後返却します。）

破砕業許可・変更許可申請・変更届
のための必要書類と留意事項

様式番号	書類の名称	区分 新規許可	許可更新	変更許可	変更届	留意事項
様式第八 （省令）	破砕業者 許可・更新申請書	○	○	－	－	＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊許可申請手数料　（新規）84,000 円　（更新）77,000 円 県収入証紙を申請書余白に貼付すること ＊事業の用に供する施設の概要については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することで省略可 ＊標準作業書の記載事項については、標準作業書の全文を添付している場合は省略可
様式第十 （省令）	破砕業事業範囲 変更許可申請書	－	－	○	－	＊事業範囲を変更する場合は、事前に変更許可が必要 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること ＊許可申請手数料　67,000 円 県収入証紙を申請書の余白に添付すること
様式第十一 （省令）	破砕業者 変更届出書	－	－	－	○	次の事項に変更があった場合、その日から３０日以内に提出 （１）許可を受けている氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者氏名 （２）事業所の名称、所在地 （３）法人である場合は、役員の氏名、住所 （４）未成年者である場合は、法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、代表者、役員の氏名） （５）事業の用に供する施設の概要 （６）標準作業書の記載事項 （７）他に解体業・破砕業・産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合は、その許可番号 （８）事業所以外の場所で積替保管を行う場合は、その所在地、面積、保管量の上限 （９）廃掃法の施設の設置許可を受けている場合は、その許可番号 (10) 法人である場合は、百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者の氏名又は名称、住所 (11) 令第５条に規定する使用人がある場合は、その氏名、住所 ＊氏名又は名称及び住所については、住民票（登記事項証明書【商業・法人登記】又は登記簿謄本）どおりに正確に記載すること
－	破砕業許可証	－	○	○	△	許可証原本（又はその写し）を添付すること。写しの添付の場合は更新（又は変更）手続後に更新（又は変更）前の許可証原本を返却すること。 変更届出の場合は、住所又は氏名（法人にあっては名称又は代表者）の変更の場合に添付すること。

様式番号	書類の名称	区分				留　意　事　項
		新規許可	許可更新	変更許可	変更届	
―	住民票の写し	○	○	○	△	申請日から3ヶ月以内のもので、本籍が記載されていること（変更届の場合は変更後のもので、以下の者で変更（申請者及び法定代理人が個人の場合にはその者の氏名、住所の変更を含む。）があった者について添付すること） ＊申請者が個人の場合　本人のもの ＊申請者が法人の場合　その法人の役員のもの ＊申請者に令第5条に規定する使用人がある場合　その使用人のもの ＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（個人）がある場合その株主又は出資者のもの ＊申請者の法定代理人（個人）の場合　その法定代理人のもの ＊申請者の法定代理人（法人）の場合　その法定代理人の法人の役員のもの
―	法第62条第1項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	△	△	△	△	申請時における申請者の応答や申請書の記載から、申請者が法第62条第1項第2号イに該当するおそれがあると認められる場合にのみ提出すること 申請日から3ヶ月以内のもの ＊精神の機能の障害に関する医師の診断書等をいう。 ＊申請者が個人の場合　本人のもの ＊申請者が法人の場合　法人の役員のもの ＊申請者に令第5条に規定する使用人がある場合　その使用人のもの ＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（個人）がある場合　その株主又は出資者のもの ＊申請者の法定代理人（個人）の場合　その法定代理人のもの ＊申請者の法定代理人（法人の場合）　その法定代理人の法人の役員のもの
―	定款 （又は寄附行為）	△	△	△	△	現行のものの写しを原本証明のうえ添付すること （変更の場合は変更後のもの） ＊申請者又は法定代理人が法人の場合に提出すること
―	登記事項証明書 【商業・法人登記】 （又は登記簿謄本）	△	△	△	△	申請日から3ヶ月以内のもの ※次の場合に提出すること（変更届の場合は変更後のもので、その法人の名称、所在地、代表者名（株主又は出資者を除く。）役員（株主又は出資者を除く。）に変更があった場合に添付すること） ＊申請者が法人の場合　その法人のもの ＊申請者が法人であってその法人の百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者（法人）がある場合その株主又は出資者のもの ＊法定代理人（法人）の場合　その法定代理人のもの
様式3号 （県）	欠格条項 不該当誓約書	○	○	○	○	＊申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書類

様式番号	書類の名称	区分				留　意　事　項
		新規許可	許可更新	変更許可	変更届	
様式４号 (県)	株主・出資者等一覧表	△	△	△	△	※申請者が法人の場合に提出すること ＊百分の五以上の株式を有する株主又は百分の五以上の出資者の所有株式数・総出資額を記載した書類
―	施設の図面	○	×	○	△	＊施設（積替保管場所を含む）の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
―	見取図	○	×	○	△	＊施設付近の見取図
―	施設の使用権原を証明する書類①	○	×	○	△	＊車輌、重機等機械器具について ・自動車検査証（令和５年１月４日以降発行分については自動車検査証記録事項）の写し等（所有権を証明できる書面及び自己所有でなければ貸借契約書等使用権原の確認できる書面） ・船舶の場合は、裸傭船契約書の添付（乗務員は自社員）
―	施設の使用権原を証明する書類②	○	×	○	△	＊事務所（建物・土地）、駐車場、その他事業の用に供する施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）等 ・自己所有でない場合は、貸借契約書等使用権原の確認できる書面及び施設等の登記事項証明書【不動産登記】（又は登記簿謄本）
様式６号 (県)	事業計画書 収支見積書	○	○	○	×	＊事業範囲の変更許可申請の場合は、変更後のものを提出 （１－１） ＊事業の全体計画 引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載 有用物回収品目、発生廃棄物についても記載すること （１－２） ＊解体自動車の引取実績及び計画 （１－３） ＊破砕実績 （１－４） ＊破砕等能力 （１－５） ＊保管の状況 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（）に記載 （１－６） ＊年間収支見積書 ※現地確認の結果、解体自動車を不適正に大量に保管していると判断される場合は、より詳細な事業計画書及び収支見積書の提出を求める場合があります。

（注）　新規・変更許可の場合は、解体業、破砕業、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可証（事業範囲変更許可を含む。）を提出することで、次のものの添付を省略することができる。

・申請者（個人の場合及び法人の場合のその役員）、発行済株式の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている個人及び政令で定める使用人及び法定代理人（個人の場合及び法人の場合のその役員）の住民票

の写し及び登記事項証明書
・発行済株式の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている法人及び法定代理人（法人の場合）の登記事項証明書【商業・法人登記】（登記簿謄本）
　ただし、許可証において、「許可証の提出の有無」が有とされているもの及び許可日から５年を経過したものについては認められません。
　また、許可証は原本を提出してください。（複写後返却します。）

記　　載　　例

様式第一（第46条関係）

引取業者 登　録 / ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

○○年○月○日

愛媛県知事　○○○○　　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	役職名
ふりがな ○○　○○	代表取締役
ふりがな ○○　○○	取締役
ふりがな ○○　○○	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	ふりがな ○○　○○
住　所	（郵便番号）000-0000 ○○県○○市○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	○○株式会社
(ふりがな) 代表者の氏名	ふりがな ○○　○○
住　所	（郵便番号）000-0000 ○○県○○市○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）		
	（ふりがな） 氏　名	役職名
	ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇	代表取締役 取締役 取締役
事業所の名称及び所在地		
	名　称	〇〇株式会社〇〇センター〇〇営業所
	所在地	（郵便番号）000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０ 電話番号　000-000-0000
	名　称	〇〇株式会社〇〇センター△△営業所
	所在地	（郵便番号）000-0000 〇〇県〇〇郡〇〇町０－０－０ 電話番号　000-000-0000
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制		
	使用済自動車に冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 （使用済自動車の構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。）	

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
　　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第４３条第１項第５号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

□装着 → フロン類が含まれていると判断する

□非装着 → フロン類は含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

↓（装着）

□コンデンサが破損（穴や裂傷）していない
□エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない

→ フロン類が含まれていると判断する

□破損している
□破損している

→ フロン類は含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

□使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

<エアコンシステム装着例>

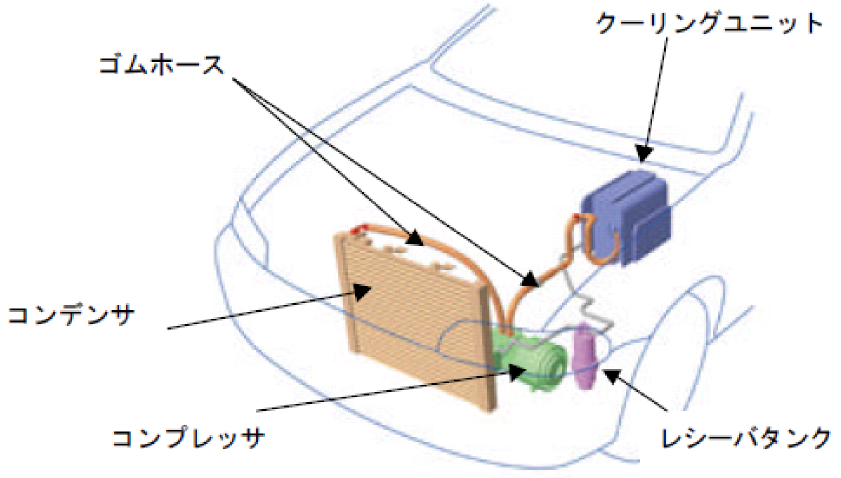

様式第二（第48条関係）

引取業者変更届出書

〇〇年〇月〇日

愛媛県知事　〇〇〇〇　　様

000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇
000-000-0000

〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	事業所の名称変更 〇〇株式会社〇〇営業所	〇〇株式会社△△営業所
	役員の変更 ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇	ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇
変更の理由	事業所の名称変更及び役員の改選による。	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三（第50条関係）

フロン類回収業者 登　　　録 / ~~登 録 の 更 新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

〇〇年〇月〇日

愛媛県知事　〇〇〇〇　　様

000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇
000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	役職名
ふりがな 〇〇　〇〇	代表取締役
ふりがな 〇〇　〇〇	取締役
ふりがな 〇〇　〇〇	取締役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	ふりがな 〇〇　〇〇
住　所	（郵便番号）000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
名　称	〇〇株式会社
(ふりがな) 代表者 の氏名	ふりがな 〇〇　〇〇
住　所	（郵便番号）000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）	
（ふりがな） 氏　名	役職名
ふりがな ○○　○○ ふりがな ○○　○○ ふりがな ○○　○○	代表取締役 取締役 取締役

事業所の名称及び所在地

名　称	○○株式会社○○センター○○営業所
所在地	（郵便番号）000-0000 ○○県○○市○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000
名　称	○○株式会社○○センター△△営業所
所在地	（郵便番号）000-0000 ○○県○○郡○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200ｇ/min　未満	200ｇ/min　以上
ＣＦＣ用	○○　台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第四（第53条関係）

フロン類回収業者変更届出書

○○年○月○日

愛媛県知事　○○○○　　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

○○年○月○○日付け第○○○号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 57 条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	事業所の名称変更 ○○株式会社○○営業所	○○株式会社△△営業所
	役員の変更 ふりがな ○○　○○ ふりがな ○○　○○	ふりがな ○○　○○ ふりがな ○○　○○
変更の理由	事業所の名称変更及び役員の改選による。	

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五（第55条関係）

解体業 許　　　可 / ~~許可の更新~~ 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　○○○○　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可~~（許可の更新）~~を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	○○株式会社○○センター○○営業所
	所在地	〒000-0000 ○○県○○市○○町 0-0-0 ℡　000-000-0000
	名　称	○○株式会社○○センター○△営業所
	所在地	〒000-0000 ○○県△△市○○町 0-0-0 ℡　000-000-0000
	名　称	○○株式会社○○センター△△営業所
	所在地	〒000-0000 ○○県○○郡○○町 0-0-0 ℡　000-000-0000
事業の用に供する施設の概要		１．○○営業所 保管場所① 000 ㎡ 最大保管量 000 台（普通車換算） 保管場所② 000 ㎡ 最大保管量 000 台（廃車ガラ換算） 解体作業場 000 ㎡ 床面コンクリート打設（150 ㎜）屋根有 燃料抜取場所 00 ㎡ 床面コンクリート打設（150 ㎜）屋根有 部品保管場所 000 ㎡ 屋根有 ニブラ 1、運搬車輌 3（キャリアーカー1、平ボディ2） 油水分離槽 0000 ㎥　2 基
		２．○△営業所 保管場所 000 ㎡ 最大保管量 000 台（ラック）高さ 00m 解体作業場 000 ㎡ 床面コンクリート打設（150 ㎜）屋根無 部品保管場所 000 ㎡ 屋根有 ニブラ 1、運搬車輌 2（平ボディ2） 油水分離槽 0000 ㎥　2 基

	3．△△営業所 解体作業場 000 ㎡ 床面コンクリート打設（150 ㎜）屋根有 （保管場所兼用、最大保管量 00 台） 部品保管場所 000 ㎡ 屋根有

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1.○○県 2.□□県 3.◇◇市	破砕業　H16.7.2　届出 解体業　H16.7.2　届出 解体業　H16.7.1　届出
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1.○○県 2.□□県 3.◇◇市	第 00000000000 号（収集運搬） 第 00000000000 号（中間処理） 第 00000000000 号（収集運搬） 第 00000000000 号（収集運搬）

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1.○○株式会社○○センター廃車集積場 ○○県△△市○○町 0-0-0 保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台
	2.○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場 ○○県△△市○○町 0-0-0 保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	○営業所長	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	○営業所長	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	△センター所長	○○県△△市○○町 0-0-0

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所
ふりがな 〇〇　〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	〇〇株式会社
(ふりがな) 代表者 の氏名	ふりがな 〇〇　〇〇
住　所	（郵便番号）000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな 〇〇　〇〇	代表取締役	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0
ふりがな 〇〇　〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0
ふりがな 〇〇　〇〇	取締役	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0

発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額
ふりがな 〇〇　〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	５，０００株
ふりがな 〇〇　〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	４，０００株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	２，０００株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町 0-0-0	２，０００株

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管規準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。 事故車等油漏出のおそれがある場合は油を抜き取る。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場（もしくは燃料抜取場所）で実施する。 漏出した廃油等は作業場に設置したためますで回収する。 場内排水終末に油水分離槽を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離装置及びためますは定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、油等の漏出がないよう適切に保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輌で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。 運搬を委託する場合は廃棄物処理法の許可業者に委託する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料抜取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。 消火器を設置する。
△手数料欄	

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第七（第58条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　○○○○　　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

○○年○月○日付け第○○○号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td>新</td><td>旧</td></tr>
<tr><td>事業所の名称変更
○○株式会社○○営業所</td><td>○○株式会社△△営業所</td></tr>
<tr><td>役員の変更
ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○</td><td>ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○</td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="2">事業所の名称変更及び役員の改選による。</td></tr>
</table>

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八（第60条関係）

破砕業 許　　可 ~~許可の更新~~ 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　○○○○　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 68 条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可~~（許可の更新）~~を申請します。

事業の範囲		破砕処理 破砕前処理
事業所の名称及び所在地		
	名　称	○○株式会社○○センター○○支店
	所在地	〒000-0000 ○○県○○郡○○町△△0-0-0 ℡　000-000-0000
	名　称	○○株式会社○○センター△△支店
	所在地	〒000-0000 ○○県△△市○○町△△0-0-0 ℡　000-000-0000
事業の用に供する施設の概要		1.○○支店 破砕施設①ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾏｼｰﾝ○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基 破砕施設②ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾏｼｰﾝ△△型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基 せん断施設ギロチン○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基 圧縮施設○プレス○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）2 基 保管施設①（廃車ｶﾞﾗ・ﾌﾟﾚｽ）面積 00000 ㎡ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設 保管施設②（ASR）面積 00000 ㎡　屋根・囲い有 運搬車輌 4（平ﾎﾞﾃﾞｨ2、キャリアカー2） プレスカー2 油水分離槽 0000 ㎥　2 基

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">2.△△支店
破砕施設①ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾏｼｰﾝ○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基
せん断施設ギロチン○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基
圧縮施設○プレス○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）1 基
保管施設①（廃車ｶﾞﾗ・ﾌﾟﾚｽ）面積 00000 ㎡ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設
保管施設②（ASR）面積 00000 ㎡　屋根・囲い有
運搬車輌 4（平ﾎﾞﾃﾞｨ2、キャリアカー2）
プレスカー2
油水分離槽 0000 ㎥　2 基</td></tr>
<tr><td rowspan="2">当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号</td><td colspan="2">1.○○支店
廃プラスチック破砕施設①
昭和 00 年 00 月 00 日　　第 00000000000 号
廃プラスチック破砕施設②
平成 00 年 00 月 00 日　　第 00000000000 号</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.△△支店
廃プラスチック破砕施設①
昭和 00 年 00 月 00 日　　第 00000000000 号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td>1.○○県
2.□□県
3.◇◇市</td><td>破砕業　H16.7.2　届出
解体業　H16.7.2　届出
解体業　H16.7.1　届出</td></tr>
<tr><td rowspan="2">他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td>1.○○県

2.□□県
3.◇◇市</td><td>第 00000000000 号（収集運搬）
第 00000000000 号（中間処理）
第 00000000000 号（収集運搬）
第 00000000000 号（収集運搬）
第 00000000000 号（中間処理）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</td><td colspan="2">1.○○株式会社○○センター廃車集積場
○○県△△市○○町 0-0-0
保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台</td></tr>
<tr><td colspan="2">2.○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場
○○県△△市○○町 0-0-0
保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台</td></tr>
</table>

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	○支店長	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	○センター場長	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	△センター場長	○○県△△市○○町 0-0-0

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所
ふりがな ○○　○○	○○県△△市○○町 0-0-0

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	○○株式会社
(ふりがな) 代表者の氏名	ふりがな ○○　○○
住　所	（郵便番号）000-0000 ○○県○○市○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所
ふりがな ○○　○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0

発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数又は出資の金額
ふりがな ○○　○○	○○県△△市○○町 0-0-0	５，０００株
ふりがな ○○　○○	○○県△△市○○町 0-0-0	４，０００株
ふりがな 株式会社○○○○	○○県△△市○○町 0-0-0	２，０００株
ふりがな 株式会社○○○○	○○県△△市○○町 0-0-0	２，０００株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	油水分離装置の清掃を定期的に実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。ASR 以外の残さ（SR）の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輌で処分基準に従い運搬する。

	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	ASR 以外の異物の混入及び ASR の飛散・流出がないよう運搬する。
	破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
	火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。
△手数料欄		

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十（第63条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年　　月　　日

愛媛県知事　○○○○　様

000-0000
○○県○○市○○町０－０－０
○○株式会社
代表取締役　○○○○
000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	00 年 00 月 00 日　　第 00000000000 号
変更の内容	事業範囲に破砕処理を加える。
変更の理由	事業の拡大を図るため。
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	○○支店 破砕施設ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾏｼｰﾝ○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）１基 せん断施設ギロチン○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）１基 圧縮施設○プレス○○型（能力 0000 ﾄﾝ/日）２基 保管施設①（廃車ｶﾞﾗ・ﾌﾟﾚｽ）面積 00000 ㎡ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設 保管施設②（ASR）面積 00000 ㎡　屋根・囲い有 運搬車輌 4（平ﾎﾞﾃﾞｨ2、キャリアカー2） プレスカー2 油水分離槽 0000 ㎥　２基
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	○○支店 廃プラスチック破砕施設 昭和 00 年 00 月 00 日　　第 00000000000 号

<table>
<tr><td>破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</td><td>1.○○株式会社○○センター廃車集積場
○○県△△市○○町 0-0-0
保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台

2.○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場
○○県△△市○○町 0-0-0
保管場所面積 000 ㎡ 、保管量の上限 0000 台</td></tr>
</table>

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

<table>
<tr><th>(ふりがな)
氏　　名</th><th>役職名</th><th>住　　所</th></tr>
<tr><td>ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○</td><td>代表取締役

取締役

取締役</td><td>○○県△△市○○町 0-0-0

○○県△△市○○町 0-0-0

○○県△△市○○町 0-0-0</td></tr>
</table>

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

<table>
<tr><th>(ふりがな)
氏　　名</th><th>役職名</th><th>住　　所</th></tr>
<tr><td>ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○
ふりがな
○○　○○</td><td>○支店長

○支店長

○
センター場長</td><td>○○県△△市○○町 0-0-0

○○県△△市○○町 0-0-0

○○県△△市○○町 0-0-0</td></tr>
</table>

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

<table>
<tr><th>(ふりがな)
氏　　名</th><th>住　　所</th></tr>
<tr><td>ふりがな
○○　○○</td><td>○○県△△市○○町 0-0-0</td></tr>
</table>

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	○○株式会社
(ふりがな) 代表者の氏名	ふりがな ○○　○○
住　所	（郵便番号）000-0000 ○○県○○市○○町０－０－０ 電話番号　000-000-0000

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	役職名	住　所
ふりがな ○○　○○	代表取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0
ふりがな ○○　○○	取締役	○○県△△市○○町 0-0-0

発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　所	保有する株式の数又は出資の金額
ふりがな ○○　○○	○○県△△市○○町 0-0-0	５，０００株
ふりがな ○○　○○	○○県△△市○○町 0-0-0	４，０００株
ふりがな 株式会社○○○○	○○県△△市○○町 0-0-0	２，０００株
ふりがな 株式会社○○○○	○○県△△市○○町 0-0-0	２，０００株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し適切に破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	油水分離装置の清掃を定期的に実施し、適切に管理する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、飛散、流出が起こらないように適切に保管する。ASR 以外の残さ（SR）の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輌で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	ASR 以外の異物の混入及び ASR の飛散・流出がないよう運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。

△手数料欄

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
3　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一（第64条関係）

破砕業変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事　〇〇〇〇　　様

000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町０－０－０
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇
000-000-0000

〇〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 71 条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	事業所の名称変更 〇〇株式会社〇〇営業所	〇〇株式会社△△営業所
	役員の変更 ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇	ふりがな 〇〇　〇〇 ふりがな 〇〇　〇〇
変更の理由	事業所の名称変更及び役員の改選による。	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式５号） １－１に記載するフロー概略図の記載例（別葉でも可）

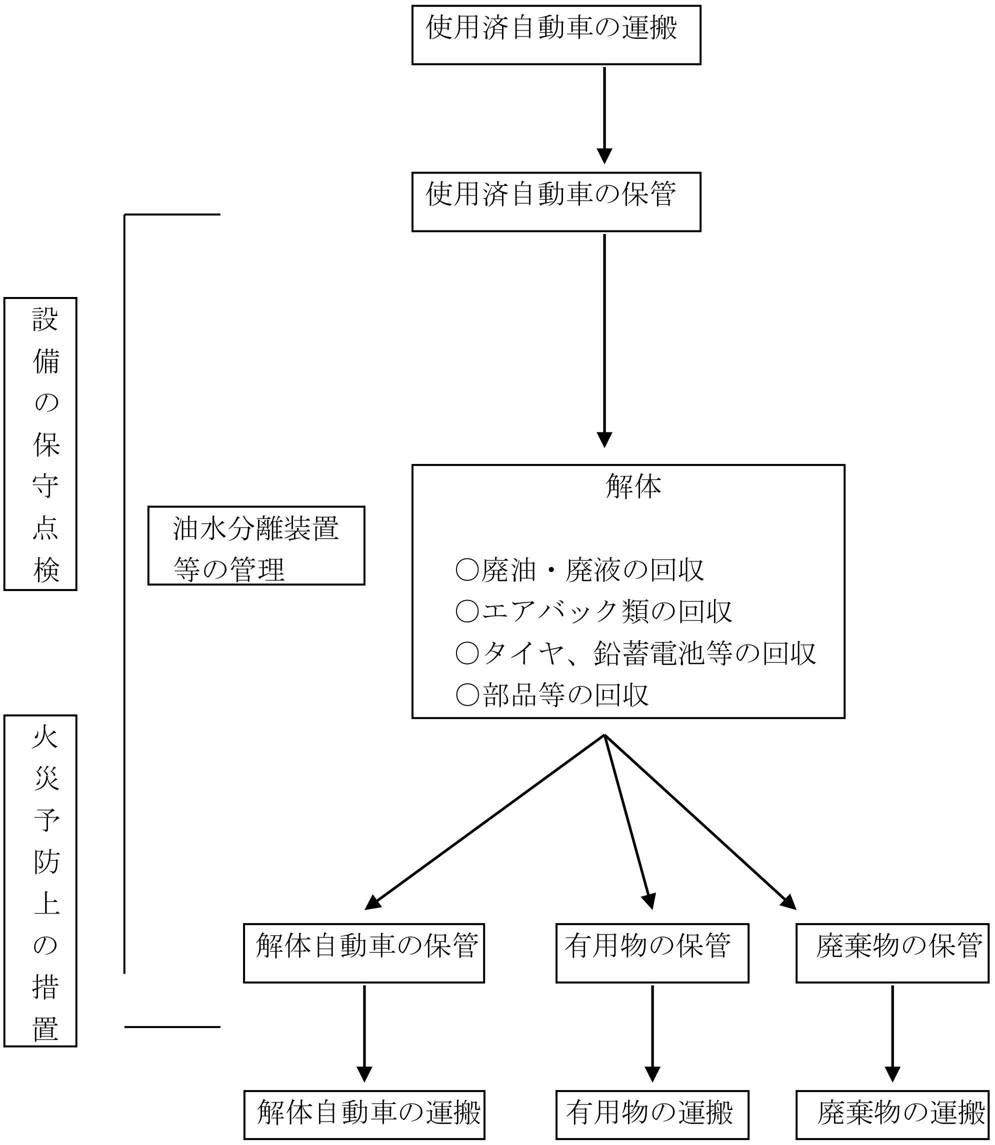

※それぞれの工程について、作業人員数と作業時間を記入

（様式６号）１－１に記載するフロー概略図の記載例（別葉でも可）

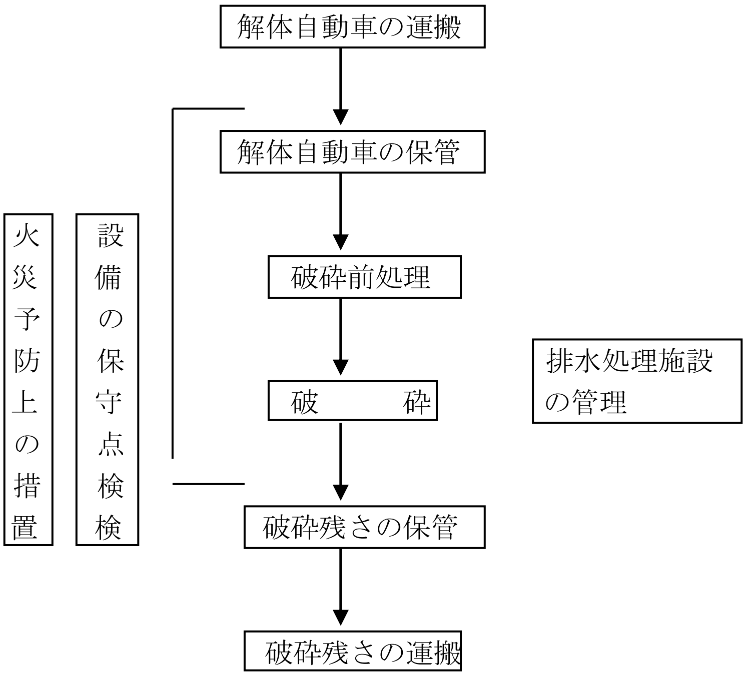

※それぞれの工程について、作業人員数と作業時間を記入

様　　　　式

様式第一（第46条関係）

引取業者 登　　録 / 登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二（第48条関係）

引取業者変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 46 条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三（第50条関係）

フロン類回収業者 登　　　録／登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200ｇ/min　未満	200ｇ/min　以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
　　　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
　　　４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第四（第53条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第五（第55条関係）

解体業 許　　可／許可の更新 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第１項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>（郵便番号）
電話番号</td></tr>
</table>

事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住　　　所	保有する株式の数又は出資の金額

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第七（第58条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第八（第60条関係）

破砕業 許　　　可 / 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 68 条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">事業の範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">（郵便番号）
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の用に供する施設の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号</td><td colspan="2">年　　月　　日　第　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td><td>都道府県・市名</td><td>許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住　所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　　名	役職名	住　　所

<table>
<tr><td colspan="4">発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>(ふりがな)
氏名又は名称</td><td>住　　所</td><td>保有する株式の数又は出資の金額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">標準作業書の記載事項</td></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td>解体自動車の保管の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>解体自動車の運搬の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>破砕業の用に供する施設の保守点検の方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>火災予防上の措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">△手数料欄</td></tr>
</table>

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
4　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
5　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
6　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十（第63条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　　　号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　　　号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　　名	役職名	住　　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　　名	役職名	住　　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　　名	住　　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者 の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　　所

発行済株式総数の 100 分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住　　　所	保有する株式の数又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

備考　1　△印の欄は、記入しないこと。
2　「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
3　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十一（第64条関係）

破砕業変更届出書

年　　月　　日

愛媛県知事　　　　　　　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け第　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 71 条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。